

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書開示決定について、開示請求の対象となる行政文書として「平成15年4月28日付け『砂防設備の占用同意について（伺い）』及び「平成15年3月18日付け『砂防設備の占用同意期間の更新について（伺い）』（以下「本件開示文書」という。）を特定した上で開示したことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年8月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「砂防指定地内河川である『郷川』に架かる橋に関する砂防設備占有許可申請書（更新を含む）及び許可する旨の指令書」（対象範囲は、吉名簡易水道観音谷浄水場から下流方面（河口まで）のすべての橋とし、対象期間は開示請求日を含む占有期間に限定する。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件開示文書を本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）として特定の上、行政文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年8月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成15年9月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分について、本件開示文書以外に本件対象文書が存在するとして、その開示を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求は、郷川に架かる橋のうち、吉名簡易水道観音谷浄水場から下流方面で占有許可を受けているすべての橋を開示請求の対象としている。

しかし、実際に開示されたのは3本の橋に係る占有許可のみであり、異議申立人が確認した本数である28本と著しい差がある。

実施機関は、郷川に架かる橋のうち3本のみしか開示しないことで、その他の

橋の申請書を故意に開示しなかったものである。

開示されなかった橋の大部分は不法に占用されている橋ということになるが、実施機関が法令を遵守しない砂防行政を漫然と放置していたとは考えられないことから、占用許可に関する文書を隠匿しているものと認められる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書として本件開示文書を特定して開示した理由などについては、おおむね次のとおりである。

開示請求に記載の請求内容のとおり砂防設備の占用許可申請書及び指令書を検索し、開示したものである。

都合の悪い文書を開示していないためではなく、開示請求の内容どおり開示請求日を含む占用期間中に占用許可されているものを開示した結果、3本の橋についての占用許可文書の開示となったものである。

他の橋については、開示請求日を含む占用期間中に占用許可されていないものであり、砂防地域の指定以前に設置されたものなどである。

砂防指定地に橋を建設する場合、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）の規定により、砂防指定地内制限行為許可（以下「制限行為許可」という。）及び砂防設備占用許可（以下「占用許可」という。）に係る申請が必要である。

郷川については、必要な制限行為許可を受けずに橋を設置した事例は存在しないと認識している。

また、制限行為許可と占用許可は一体として扱っており、制限行為許可が不要なものは、占用許可も不要であると判断している。

第5 審査会の判断

1 砂防指定地及び砂防設備の管理について

砂防指定地とは、砂防法（明治30年法律第29号）第2条により、「砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」として国土交通大臣が指定したものであり、砂防設備とは、同法第1条に、砂防指定地において治水砂防のため施設するものと規定されている。

そして、砂防指定地及び砂防設備の管理について、実施機関は、砂防法第4条第1項及び第5条の規定に基づき管理条例を制定し、必要な規制等を行うこととしている。

管理条例第3条において、砂防指定地内において、砂防設備以外の施設又は工作物の設置をしようとする者は知事の許可が必要とされており、これが制限行為許可である。制限行為許可については、同条第2項により、砂防指定地に指定される前に設置された施設又は工作物については、許可が不要とされている。

また、管理条例第4条において、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可が必要とされており、これが占用許可である。

なお、管理条例制定前は、広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。）において、制限行為許可及び占用許可について規定されていた。

管理規則施行以後に砂防指定地に橋りょうを設置しようとした場合、原則、建設するために制限行為許可を受ける必要があり、設置した場合には通常砂防設備を占有することになるため、占有許可も必要となる。

2 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、砂防指定地内河川「郷川」の吉名簡易水道観音谷浄水場から河口までに架かっている橋りょうのうち、開示請求日を占有期間に含んでいるものに係る占有許可申請書及び許可指令書である。

実施機関は、本件請求の内容どおり開示請求日を含む占有期間中に占有許可されているものを検索した結果、本件対象文書として本件開示文書を特定し、本件処分を行ったと説明している。

これに対して異議申立人は、郷川には28本の橋りょうが設置されており、本件開示文書は3本の橋りょうに係る文書でしかないため、ほかに文書が存在していると主張している。

まず、審査会で確認したところ、本件請求の開示請求日において、本件開示文書の対象となった3本の橋りょう以外に、占有許可の申請がされていた橋りょうが1本存在していたが、この橋りょうは更新の手続が取られていなかったため、開示請求日時点では既に占有許可期間を終了しており、本件請求の対象とはならないものであった。

次に、これら4本の橋りょう以外の橋について、占有許可申請書が存在しないことについて検討する。

仮に、異議申立人の主張どおり郷川には28本の橋りょうが架かっているとすると、占有許可を受けている橋りょうはごく一部で、大部分の橋りょうは占有許可を受けていないこととなる。

このことについて、実施機関の意見陳述によれば、制限行為許可と占有許可は一体のものであり、制限行為許可が不要な橋りょうについては、占有許可も不要として取り扱っているとのことである。

そして、実施機関は、郷川には、必要な制限行為許可を受けずに設置している橋りょうは存在しないとし、制限行為許可を受けていない橋りょうは、管理規則施行前に設置されていたものであると説明している。

つまり、本件開示文書の3本及び開示請求日時点で占有許可期間が終了していた1本の橋りょう以外の橋りょうについては、管理規則施行前に設置されたものであるから、実施機関は制限行為許可及び占有許可が不要な物件として取り扱っており、この結果、占有許可に係る申請書等は存在しないということである。

実施機関がこのように取り扱っているのであれば、その運用の砂防行政上の妥当性はともかくとして、占有許可が必要ないとされている橋りょうについて、占有許可の申請書等が存在しないとする実施機関の説明を不自然であるとまでは判断できない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 10. 24	・ 諮問を受けた。
15. 11. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
15. 12. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16. 1. 9	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16. 2. 23	・ 異議申立人から意見書を収受した。
16. 2. 27	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
19. 5. 25 (平成19年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
19. 6. 26 (平成19年度第3回第1部会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
19. 7. 24 (平成19年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
19. 9. 28 (平成19年度第5回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
真 田 文 人	弁護士
鈴 木 玉 緒	広島大学大学院社会科学研究科准教授
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院社会科学研究科教授